

青森市幼稚園型、保育所型及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める

条例（平成三十一年条例第一号）新旧対照表【第三条関係】

改正後	改正前
第一条～第十条 〔略〕	第一条～第十条 〔略〕
(学級の編制)	(学級の編制)
第十一条 〔略〕	第十一条 〔略〕
2 認定こども園における一学級の園児の数は、 <u>三十人</u> 以下でなければならない。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。	2 認定こども園における一学級の園児の数は、 <u>三十五人</u> 以下でなければならない。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。
(職員の数等)	(職員の数等)
第十二条 〔略〕	第十二条 〔略〕
2～4 〔略〕	2～4 〔略〕
5 <u>第十三条第一項、第二項及び第四項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、一人に限って、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下この項及び第九項において「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事して</u>	<u>(新設)</u>

改正後	改正前
<p><u>はならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p>	
<p><u>6</u> 第十三条第一項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、一人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下この項及び次項において_____「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満一歳未満の子どもの数が四人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p>	<p><u>5</u> 第十三条第一項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、一人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下この項及び次項において<u>これら</u>を「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満一歳未満の子どもの数が四人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p>
<p><u>7</u> (略)</p>	<p><u>6</u> (略)</p>
<p><u>8</u> 第五項及び第六項並びに附則第三条第二項の規定により、第十三条第一項、第二項又は第四項に規定する職員に代えて配置する職員の総数は、第十二条第二項の規定により置かなければならない職員の数の三分の一を超えてはならない。</p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>9</u> 第五項及び第六項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者（<u>第六項ただし書の規定による支援を行う者を除く。</u>）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>第十三条～第二十五条 [略]</p>	<p>第十三条～第二十五条 [略]</p>

改正後	改正前
(管理運営)	(管理運営)
第二十六条 認定こども園の設置者は、次に掲げるところにより、管理運営を行わなければならない。	第二十六条 認定こども園の設置者は、次に掲げるところにより、管理運営を行わなければならない。
一～八 [略]	一～八 [略]
<p><u>九 法第六条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この号において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者（子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>
第二十七条 [略]	第二十七条 [略]